

## 京都大学起業家支援事業取扱要領

(平成24年7月20日運営協議会承認)

### 第1

この取扱要領は、京都大学産官学連携本部規程（平成19年6月28日達示第43号）第2条第5号に基づき、京都大学（以下「本学」という。）の第三の使命である「社会貢献」をより一層発展・加速させるため、本学の研究成果などを活用した大学発ベンチャーの創出を推進するための起業家支援事業について必要な事項を定めるものである。

### 第2

この要領において、起業家支援事業とは、複数の起業家が同じ空間を共有しながら働くことで、起業や事業拡大に繋がるアイデアや情報を共有・交換することを狙いとして、起業家が共用の場として利用するためのスペース（以下「起業家コラボレーションスペース」という。）を設け、提供することをいう。

2 起業家支援事業は、前項のほか産官学連携本部長が指定する、利用者に対する各種の支援をいう。

### 第3

起業家コラボレーションスペースの利用を希望する者は、募集要領に基づき産官学連携本部長が別に定める申請書類を産官学連携本部長に提出しなければならない。

2 産官学連携本部長は、提出された申請書類に基づき、複数の有識者の評価に基づき、その利用の可否を決定し、各申請者に通知するものとする。

### 第4

起業家コラボレーションスペースを利用できる期間は、産官学連携本部長の認めた日から原則として1年とする。ただし、産官学連携本部長が特に必要と認めたときは、その必要な期間を延長することができる。

2 利用期間の延長手続きは第3に準じるものとする。

3 利用者は、利用を中止しようとするときは、速やかに所定の様式により産官学連携本部長に申し出なければならない。

4 利用者は、利用期間が満了するときまたは利用を中止するとき、起業家コラボレーションスペース等の利用設備を原状に回復のうえ、利用期間内までに明け渡さなければならない。

## 第5

利用者が第2の起業家コラボレーションスペースの利用目的に違反したとき又は本学において特に必要が生じたとき又は施設の管理運営上特に必要があるときは、産官学連携本部長は、予告なしにただちに利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

## 第6

起業家コラボレーションスペースの利用料は無料とする。

## 第7

利用者は、本人又は当該利用に係る関係者がその責に帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失、破損または汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第8

起業家支援事業に関する事務は、研究国際部産官学連携課で行う。

## 附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。